



本冊子で用いる用語の解説

主な自家用車	お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。
記名被保険者	補償の中心となる方をいいます。ご契約のお車を主に使用される方1名(法人が使用される場合は1法人)をご契約時に設定いただきます。
ご家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。 ※婚姻とは異なります。 ①婚姻意思*を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意志をいいます。
全損	ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となる場合(ただし、保険金額が50万円未満の場合は限度額引上げ払を行わないときに限ります。)、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。 ※「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」における「全損」の定義はこれと異なります。
ノンフリート契約	ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が9台以下のご契約(「フリート契約」「販売用自動車・受託自動車等のご契約」以外のご契約)をいいます。
フリート契約	ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が10台以上ある場合のご契約をいいます。
保険年度	長期契約における「保険年度」とは、初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれ始期日の応当日から1年間をいいます。

「ご契約のしおり(約款)」「保険証券」「次回更新時のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)」の提供方法について

それぞれ書面ではなく、Web(ホームページ)で閲覧いただく方式をご案内しています。ご選択される場合は、申込書等の「Web(ホームページ)で閲覧する」にチェックしてください。「書面を選択する」にチェックされた場合は書面を送付します。

※「ご契約のしおり(約款)」および「保険証券」について、Web(ホームページ)で閲覧いただく方式を選択いただいた場合は、「Web証券割引」が適用されます。

※保険証券・次回更新時のご案内について「Web(ホームページ)で閲覧する」にチェックいただいた場合、弊社ホームページ内の契約者さま専用ページ(マイページ)でご確認いただけます。契約者さま専用ページ(マイページ)のご利用には、弊社ホームページまたはスマートフォンアプリ「モバイルエージェント」でのご登録(右記の2次元コードよりダウンロードください。)が必要です。

※ご契約者が法人の契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」・「Web更新案内」をご選択いただけません。



ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称	ペットネーム・略称	正式名称
TAP	一般自動車保険	自転車傷害補償特約(一時金払)	自転車傷害補償特約(一時金払)および基本条項特約(傷害)
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約	エコノミー車両保険(車対車+A)	車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(日常生活)および基本条項特約(費用)	レンタカー費用等不担保特約	レンタカー費用等不担保特約(車両搬送・緊急時応急対応費用補償)
弁護士費用特約(自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(自動車)	車両搬送・応急対応・レンタカー費用等不担保特約	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約の不適用に関する特約
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約	車対車免ゼロ特約	車両保険の免責金額に関する特約
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約	本人限定特約	運転者本人限定特約
レンタカー費用等補償特約(事故時30日)	レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)	本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
ドライブレコーダー パーソナル特約	事故発生の通知等に関する特約	ちよいのり保険(1日自動車保険)	一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知または一日単位型ドライバー保険特約(一般方式)が付帯された自動車運転者保険
個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約と基本条項特約(賠償)および賠償事故解決に関する特約	更新特約	保険契約の更新に関する特約および自動車補償の更新に関する特約

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。
※個人のお客様に限ります。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間: 24時間365日

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
www.tokiomarine-nichido.co.jp



Insurance for the Earth
東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。



エコマーク認定自動車保険

認定番号:10147002
この自動車保険はWeb約款選択等により地球環境保護活動に貢献しています。

E26-88740(1)改定201911
0109-AH39-B09035-201911

To Be a Good Company



東京海上日動

パンフレット兼重要事項説明書

2020年1月1日以降始期用



東京2020 ゴールドパートナー(損害保険)

オートバイの保険

「オートバイの保険」はご契約のお車の用途・車種が二輪自動車または原動機付自転車のTAP(一般自動車保険)のペットネームです。
なお、本冊子において「オートバイ」とは、ご契約のお車の用途・車種が二輪自動車または原動機付自転車である自動車をいいます。



自動車



普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。
お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。
※保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」とあわせて大切に保管してください。

申込書等別紙

TAPの商品内容

東京海上日動は、「3つの基本補償」と「2つの基本特約」

「自動セット」と記載されていない補償・特約は、一部の条件を除き、それぞれご契約いただくか

の基本特約」で、安心をお届けします。

どうかを自由にお決めいただけます。



賠償に関する補償

他人にケガをさせてしまった…
示談交渉が難航しそう…
他人の物を壊してしまった…



ご自身の補償

※乗車中の方も補償します。

ケガの治療費が…
入院が長引くとお金がかかる…



オートバイの補償

壊れたオートバイの修理費は…
事故や故障でオートバイが動かない…

*1 記名被保険者が個人の場合のみご契約いただけます。
*2 記名被保険者が個人で弁護士費用等を補償する特約をご契約いただく場合、「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」か「弁護士費用特約(自動車事故型)」のいずれか一方を選択いただけます。
*3 「車両全損時諸費用保険金倍額払特約」もあります。
※ 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険または車両保険のいずれかを必ずご契約いただけます。



メディカルアシスト(サービス) 介護アシスト(サービス) 事故現場アシスト(サービス)

充実のサービスで、事故のときだけでなく、日常生活でもお客様をしっかりサポート
※サービスの詳細は東京海上日動のホームページをご参照ください。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
*4 「メディカルアシスト」は、記名被保険者が個人の場合、「介護アシスト」は契約者または記名被保険者が個人の場合に自動セットされます。

ご契約いただく前に!

TAPIは、以下の1～3のいずれかに当てはまるときにご契約いただけます。

- 1 記名被保険者が法人
- 2 ご契約のお車が主な家用車以外
- 3 フリート契約、または販売用自動車・受託自動車等のご契約

※上記にかかわらず、ご契約のお車を事業にのみ使用するときはTAPをご契約いただけます。

P.3～7で用いるマークの説明

ご契約種類等により、ご契約いただける補償が異なるものがありますので、ご注意ください。

+ 補償・サービスを充実させる特約

オートバイの補償に関する特約



追突された等、過失のない事故により、オートバイが壊れたときは?

車両無過失事故に関する特約



P.6

各種の補償・サービスを充実させる特約



整備や修理中に臨時に借りたオートバイやお車で事故を起こしたときは?

臨時代替自動車補償特約



P.6



一時的に借りた二輪・原付で事故を起こしたときは?

他車運転危険補償特約(二輪・原付)



P.6



ご契約のオートバイに乗車中の事故によりケガをしたときは?

**搭乗者傷害特約(一時金払)
搭乗者傷害特約(日数払)**

P.6



単独事故でケガをしたときは?

自損事故傷害特約



P.7



事故の相手方が保険を契約していないときは?

無保険車事故傷害特約



P.7



ファミリーバイクで事故を起こしたときは?

ファミリーバイク特約

P.7



自転車による事故をはじめ、日常生活で他人にケガをさせたり他人の財物を壊してしまったときは?

個人賠償責任補償特約

P.7



自転車の事故でケガをしたときは?

自転車傷害補償特約(一時金払)

P.7

*5 車両保険(一般条件)またはエコノミー車両保険(車対車+A)をご契約の場合に自動セットされます。
*6 車両保険のみご契約の場合および記名被保険者が個人でご契約のお車が自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合は自動セットされません。
*7 対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合に自動セットされます。

※本冊子をご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

本冊子の構成

パンフレット

商品内容

▶ P.1～7

重要事項説明書

I 契約締結前におけるご確認事項

▶ P.8～12

II 契約締結時におけるご注意事項

▶ P.12～13

III 契約締結後におけるご注意事項

▶ P.14

IV その他ご留意いただきたいこと

▶ P.15

V その他該当する場合にご確認いただきたいこと

上記Ⅰ～Ⅳとあわせてご確認いただきたい重要な事項を記載しています。

- 1.割引制度
- 2.団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ
- 3.前契約において事故にあわれたお客様へ
- 4.フリート契約をご契約されるお客様へ

▶ P.16～17

ご契約種類

ノンフリート契約	販売用自動車・受託自動車等のご契約
フリート契約	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運代行業等、お車を取扱うことを業としている方が、業務として受託したお車向けのご契約

記名被保険者の個人・法人の別

個人	記名被保険者が個人の場合のみご契約いただけます。
法人	記名被保険者が法人の場合のみご契約いただけます。

※いずれのマークもない場合、個人・法人の別を問わずご契約いただけます。

3つの基本補償と2つの基本特約で、「賠償」「ご自身」「お車」の

● **自動セット** マークがない場合は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。

賠償に関する補償

対人賠償責任保険

ノンフリート フリート 販/受 詳細はP.9

他人にケガをさせてしまったときの法律上の損害賠償責任を補償します。^{*1}

保険金額は無制限をおすすめします。

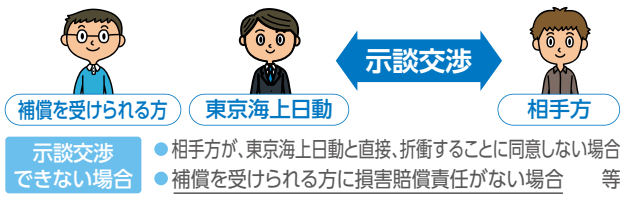
対物賠償責任保険

ノンフリート フリート 販/受 詳細はP.9

他人の物を壊してしまったとき等の法律上の損害賠償責任を補償します。^{*1}

保険金額は無制限をおすすめします。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！
(対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・個人賠償責任補償特約(P.7))



^{*1} ご契約のオートバイの欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合で、お客様に法律上の損害賠償責任がないときは、「被害者救済費用等補償特約 **自動セット**」により被害者の方を救済するための費用を補償できます場合があります。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

対物超過修理費特約

自動セット ノンフリート フリート 販/受

対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。

対物賠償責任保険では補償されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」を補償します。

対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。

※損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行った場合に限りです。
※「対物超過修理費用不担保特約 **オプション**」をご契約いただけます。

【例】



※その他、本特約が適用される特約・補償についての詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

弁護士費用特約

(日常生活・自動車事故型) **個人**

弁護士費用特約

(自動車事故型) **オプション ノンフリート フリート**

もらい事故アシスト

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)は日常生活での事故またはご契約のお車の事故で、弁護士費用特約(自動車事故型)はご契約のお車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用^{*2}および法律相談費用^{*2}を補償します。お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。

いずれの特約も1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円が限度です^{*3}。記名被保険者が個人の場合、記名被保険者およびそのご家族^{*4}は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象となります。

^{*2} 弁護士等への委任や法律相談および弁護士等への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。
^{*3} 弁護士等への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
^{*4} これらの方が運転中の場合は、同乗者やそのお車の所有者を含みます。

※対象となる費用や上限額の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

事故受付時間
24時間(365日対応)

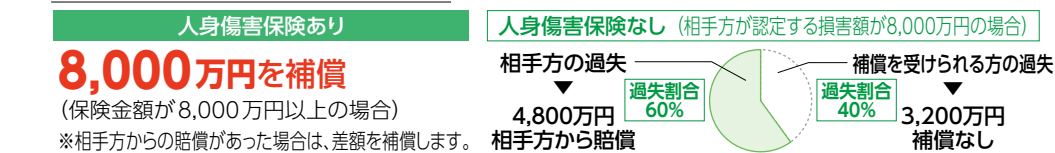
ご自身の補償

※乗車中の方も補償します。

人身傷害保険

ノンフリート フリート 詳細はP.9

ケガによる治療費・休業損害、死亡による逸失利益・精神的損害等、様々な費用について実際の損害額を補償します。
【例】総損害額8,000万円の事故が発生した場合



5日以上入院した場合の急な出費の備えとして、傷害一時費用保険金(10万円または20万円^{*5})をお支払いします。

^{*5} 「傷害一時費用保険金倍額払特約 **オプション**」のご契約が必要です。

【補償を受けられる方・補償される事故】(人身傷害保険・入院時選べるアシスト特約(P.4))

発生した事故	ご契約のオートバイに乗車中の事故	ご契約のオートバイ以外のお車 ^{*6} に乗車中の事故	歩行中や自転車運転中、お車との接触等による事故
ケガ・死亡された方	ご契約のオートバイに乗車中の方	記名被保険者およびそのご家族(記名被保険者が個人の場合のみ)	
人身傷害保険	○	×	×
人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約	○	○ ^{*7}	○

^{*6} 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するお車等は対象外です。

^{*7} 記名被保険者またはそのご家族がご契約のオートバイ以外のお車^{*6}を運転中^{*8}の事故の場合は、同乗者も補償されます。

^{*8} 駐車または停車中の場合、事業用のお車を運転中の場合等を除きます。

※上表以外に、ご契約のオートバイの自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者も、ご契約のオートバイの運行に起因する事故の場合に限り、補償を受けられます。

リスクに備えます。

！ ご注意ください
(P.3～7共通)

各補償・特約には、保険金をお支払いしない場合があります。また、記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。



オートバイの補償

車両保険

ノンフリート フリート 販/受

詳細はP.9

ご契約のオートバイの修理費等を補償します。

お選びいただくご契約方式により、対象となる事故の範囲が異なります。

主な事故例 ご契約方式	ガードレール・電柱・自転車に衝突	当て逃げ	車庫入れに失敗	墜落・転覆	お車との衝突	二輪自動車・原動機付自転車との衝突	火災・爆発	盗難	いたずら・落書き・窓ガラス破損	飛来中・落下中の他物との衝突	台風・たつ巻・洪水・高潮	地震・噴火・津波
一般条件	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
エコ/ミ-車両保険(車対車+A)	×	×	×	×	○ ^{*9}	○ ^{*9}	○	×	○	○	○	×

^{*9} 相手方の車(ご契約のオートバイと所有者が異なる車に限りです。)およびその運転者または所有者が確認されたときに限りです。

車両全損時諸費用補償特約

自動セット ノンフリート フリート

車両保険をご契約の場合に自動セットされます。

オートバイを再調達する場合に必要な費用等に備えられます。

ご契約のオートバイが全損となった場合、車両保険金額の10%に相当する額(上限20万円、下限5万円)^{*10}を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

^{*10} 「車両全損時諸費用保険金倍額払特約 **オプション**」をご契約の場合は、車両保険金額の20%に相当する額(上限40万円、下限10万円)をお支払いします。

※記名被保険者が法人または個人事業主の場合は「車両全損時諸費用不担保特約 **オプション**」をご契約いただけます。

※車両保険金額が5万円未満の場合等は、「車両全損時諸費用不担保特約」が自動セットされます。

入院時選べるアシスト特約

オプション ノンフリート フリート

入院時選べるアシスト

人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。

人身傷害保険の保険金をお支払いできる事故で3日以上入院した場合に、支払限度額の範囲内で、補償メニューの中から、お好みの補償をお選びいただけます。

「事故が起きてから」お客様にお好みの補償を選んでいただくことができます。

【補償メニュー例】



- 支払限度額は入院3日目に10万円分、その後1日あたり1万円分ずつ加算(180万円分が上限)
- 各種メニュー手配から費用のお支払いまで専用サポートデスクが対応

※ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。
※それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。

※ご利用にあたっては、事前にサポートデスクにご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、原則として保険金のお支払いができません。

※入院時選べるアシストは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

自動セットされる **ロードアシスト** で、事故だけでなく「故障」のときにも安心です。

車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)

自動セット **オプション** フリート

ロードアシスト

本特約には「ロードアシスト」がセットされ、ご契約のオートバイについて、事故・故障・盗難等により必要となる「車両搬送費用」「緊急時応急対応費用」の補償をご提供します。また、事故や故障時のレッカー搬送、オートバイのトラブル時の応急対応等のサービスをご提供します。

24時間
365日対応

※**図**付帯サービスは原則として無料でご提供します。
※サービスのご利用にあたっては、事前に東京海上日動(ご連絡先:**図**0120-119-110)にご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、サービスの提供を行うことができません。
※車両搬送費用、緊急時応急対応費用については「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」の規定に従い保険金をお支払いします。

※本特約はすべてのご契約に自動セットされますが、ご契約のお車がオートバイの場合は、「レンタカー費用等不担保特約」をご契約いただく必要があります(ロードアシストのみ対象となります。)。また、記名被保険者が法人または個人事業主の場合で、「ロードアシスト」を不要とする場合は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等不担保特約 **オプション**」をご契約ください。

ロードアシスト

1 車両搬送費用補償・車両搬送サービス

事故・故障・盗難等により走行不能となった場合に、修理工場等までレッカー搬送を行い、レッカー搬送に必要な費用(車両搬送費用)を1回の事故等について **図** と合計で15万円*1を限度にお支払いします(「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。)。

*1 搬送先の修理工場等について、東京海上日動が事前に承認した場合は、無制限とします。

※JAF会員の方がJAFをご利用された場合、**図** の部品代・消耗品代を保険期間中*2に1回に限り4,000円を限度に東京海上日動が負担します。また **図** ①のサービスを保険期間中*2に2回ご利用いただけます。

*2 長期契約の場合は1保険年度中とします。

2 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス

事故・故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行不能となった場合の緊急時応急対応費用(原則東京海上日動が事前に指定した業者での対応費用に限りします。)を **図** と合計で15万円を限度にお支払いします(「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。)。※部品代および消耗品代を除きます。

3 付帯サービス

①**燃料切れ時ガソリン配達サービス**
道路上で燃料切れとなった場合、ガソリンまたは軽油を10リットルお届けします。電気自動車またはガソリン・軽油を燃料としないオートバイの場合は、充電または燃料の補充が可能な場所まで搬送します。※保険期間中*2に1回ご利用いただけます。

②**おクルマ故障相談サービス**
故障や車両のトラブルでお困りのとき、整備有資格者がお電話でアドバイスします。

ご利用にあたっての主な注意点 (本ページ共通)

- 「ロードアシスト」には一定のご利用条件やご利用上限額があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスト利用規約」をご参照ください。また、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- 「走行不能」とは、ご契約のオートバイが動かなくなった状態、または法令等により走行してはいけない状態をいいます(例:オートバイが大破して動かなくなった、夜間でライトが急に点灯しなくなった等)。雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態は、補償・サービスの対象外です。
- 「レッカー搬送」にはキャリアカー、車両積載車による搬送やけん引専用ロープによるけん引等も含まれます。
- 「ロードアシスト」のサービスは、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。

補償を充実させる特約で、より大きな安心を。

●自動セットされる特約(**自動セット**)と、自由にお選びいただける特約(**オプション**)があります。

オートバイの補償に関する特約



車両無過失事故に関する特約

自動セット **オプション** フリート

車両保険(一般条件)またはエコノミー車両保険(車対車+A)をご契約の場合に自動セットされます。



臨時代替自動車補償特約

自動セット **オプション** フリート

車両保険のみご契約の場合および記名被保険者が個人でご契約のお車が家用二輪自動車または原動機付自転車の場合は自動セットされません。



他車運転危険補償特約(二輪・原付)

オプション **オプション** フリート **個人**

ご契約のお車が家用二輪自動車または原動機付自転車に対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。



搭乗者傷害特約(一時金払)

オプション **オプション** フリート **販/受**

人身傷害保険をご契約されていない場合にご契約いただけます。

搭乗者傷害特約(日数払)

オプション **オプション** フリート **販/受**

人身傷害保険をご契約されていない場合または人身傷害保険および「傷害一時費用不担保特約」をあわせてご契約の場合にご契約いただけます。

※「搭乗者傷害特約(一時金払)」と「搭乗者傷害特約(日数払)」を重ねてご契約いただくことはできません。

過失のない事故により車両保険金をお支払いする場合、ノーカウント事故として取り扱いいます。ご契約のオートバイと相手方の車*3との衝突または接触事故により車両保険金をお支払いする場合でも、ご契約のオートバイの所有者および使用または管理している方に過失がないときは、東京海上日動における更新後のご契約に適用する等級および無事故・事故有別の割増引率の決定において、ノーカウント事故として取り扱いいます*4。ただし、相手方の車*3および運転者または所有者が確認できる場合に限りします。

*3 ご契約のオートバイと所有者が異なる車に限りします。

*4 車両保険において、事故件数によって免責金額(自己負担額)が設定されている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

※その他詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

記名被保険者、そのご家族またはそれらの方の役員または使用人がご契約のオートバイの整備・修理・点検等のために臨時に借りたお車を使用中の事故等を補償します。

借りたお車の保険に優先して、ご契約のオートバイの保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

- 法律上の損害賠償責任(対人・対物・車両*5)を補償
- 補償を受けられる方のケガを補償 等

借りたお車の用途・車種は問いません。ただし、借りたお車には記名被保険者、そのご家族またはそれらの方の役員または使用人が所有するお車を含みません。

*5 ご契約のオートバイの車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、借りたお車自体に生じた損害に限りします。

記名被保険者やそのご家族等が一時的に借りた家用二輪自動車、原動機付自転車(以下「二輪自動車等」といいます。)を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故を補償します。

借りた二輪自動車等の保険に優先して、ご契約のオートバイの保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

- 法律上の損害賠償責任(対人・対物)を補償
- 補償を受けられる方のケガを補償 等

借りた二輪自動車等には以下を含みません。

- 記名被保険者、記名被保険者の配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用する二輪自動車等
- 別居の未婚の子が所有または常時使用する二輪自動車等を自ら運転中の場合、その二輪自動車等

ご契約のオートバイの事故により、乗車中の方が、ケガ・死亡された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

補償を受けられる方1名について 保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

【搭乗者傷害特約(一時金払)】

ケガの場合には、一時金として傷害保険金(入院給付金または治療給付金)をお支払いします。入院給付金の基準額として「10万円」または「20万円」*6のいずれかをお選びいただけます。

- 入院・通院日数が通算して5日以上の場合、ケガの内容に応じて入院給付金をお支払いします。<例>首のねんざ(むち打ち)の場合…10万円*7 足首の骨折の場合…30万円*7

- 入院・通院日数が通算して4日以内の場合、治療給付金として1万円*7をお支払いします。

*6 「搭乗者傷害特約(一時金払)の傷害保険金倍額払特約 **オプション**」のご契約が必要です。

*7 基準額「20万円」でご契約の場合は、倍額をお支払いします。

【搭乗者傷害特約(日数払)】

ケガの場合には、入院保険金日額または通院保険金日額に、医師等が治療を必要と認める治療日数を乗じた額を傷害保険金としてお支払いします。

※ご契約時に入院保険金日額・通院保険金日額を一定の条件でお決めいただけます。

※治療日数は、事故の発生の日からその日を含めて180日が限度です(通院の場合、90日を限度にお支払いします。)



自損事故 傷害特約

自動セット **ノンフリート** フリート 販/受

対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合に自動セットされます。



無保険車事故 傷害特約

自動セット **ノンフリート** フリート

対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合に自動セットされます。



ファミリー バイク特約

オプション **ノンフリート** 個人

ご契約のお車が自家用二輪自動車で、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます（レンタカーおよび教習用自動車を除きます。）。

ファミリーバイクとは、原動機付自転車をいいます（総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。）。



個人賠償責任 補償特約

オプション **ノンフリート** 個人



自転車傷害補償特約 （一時金払）

オプション **ノンフリート** 個人

単独事故でケガをした場合等に保険金をお支払いします。

ご契約のオートバイの自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者またはご契約のオートバイに乗車中の方が、自損事故（相手方がなく電柱に衝突、崖から転落等）や前の車に追突してしまった事故等によりケガ・死亡された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合で、自賠責保険等の請求権が発生しないときに、補償を受けられる方1名についてあらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

事故の相手方が保険を契約していない場合等に保険金をお支払いします。

記名被保険者やそのご家族等が他のお車との事故により死亡された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償を受けられないときに、補償を受けられる方1名について2億円を限度に、約款に基づき東京海上日動が認定した額を保険金としてお支払いします。

ファミリーバイク（借りたファミリーバイクを含みます。）を使用中の事故等を補償します。

記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任およびファミリーバイクに乗車中に生じたケガ等について、保険金をお支払いします。

適用される補償 ご契約タイプ	対人賠償責任 保険	対物賠償責任 保険	人身傷害 保険	自損事故傷害 特約
「人身傷害あり」タイプ	○	○	○	×
「自損事故傷害あり」タイプ	○	○	×	○

「人身傷害あり」タイプは人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。「自損事故傷害あり」タイプと比べて、ケガの補償の範囲が広く、自損事故や無保険車との事故に加えて、他のお車と衝突した場合等も補償します。

※「運転者の年齢条件特約」をご契約されている場合でも、本特約には適用しません。

※その他、本特約が適用される特約・補償についての詳細は、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

記名被保険者やそのご家族等の、国内外での以下のような事故による法律上の損害賠償責任を補償します。

1事故について国内での事故は無制限に、国外での事故は1億円を限度に保険金をお支払いします。

- 日常生活に起因する偶然な事故
＜例＞自転車搭乗中に他人にケガをさせてしまった場合、飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった場合、国内で他人から借りた物を壊したり盗まれたりした場合 等
- 補償を受けられる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

記名被保険者やそのご家族が国内外での自転車の事故により入院・死亡された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合に、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします*1。

入院	5日未満	1万円	後遺障害	300万円×等級別割合
	5日以上	10、30、50、100万円*2		300万円

*1 通院は補償の対象外です。

*2 ケガの程度（骨折・欠損等）により異なります。

重要事項説明書

P.1～7はオートバイ固有の補償内容等について記載していますが、P.8～19「重要事項説明書」等はTAP（一般自動車保険）と同内容としているため、一部オートバイにはセットできない特約や、適用されない割引等についても記載しています。
※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面（P.8～17）の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と補償を受けられる方が異なる場合は、本内容をご契約者から補償を受けられる方にご説明ください。車両保険をご契約される場合は、ご契約のお車の所有者にもご説明ください。

マークの
ご説明

契約
概要

保険商品の内容をご理解
いただくための事項

注意
喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

該当するご契約者にご
確認いただきたい
事項

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）のホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 TAP（一般自動車保険）の商品の仕組み

契約
概要

〔基本となる補償・特約〕

「賠償に関する補償」「ご自身の補償」「お車の補償」の3つの基本補償があります。また、万が一の事故の際により手厚くお客様への補償を行うため、「弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）*3*4」もしくは「弁護士費用特約（自動車事故型）*4」、「入院時選べるアシスト特約」、「レンタカー費用等補償特約（事故時30日）」の3つの基本特約をおすすめします。なお、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険または車両保険のいずれかを必ずご契約いただけます。

〔その他の特約〕

自動セットされる特約と、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約があります。
※下表以外にも特約がありますので、詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

3つの 基本補償	賠償に関する補償		ご自身の補償 ※乗車中の方も補償します。	お車の補償
	対人賠償 責任保険	対物賠償 責任保険	人身傷害保険	車両保険
	対物超過修理費特約 自動セット		人身傷害の他車搭乗中 および車外自動車事故 補償特約	車両全損時諸費用補償特約 自動セット 車両搬送・応急対応・レンタカー 費用等補償特約（15日） 自動セット ^{*5}
	弁護士費用特約 （日常生活・自動車事故型）*3*4 弁護士費用特約（自動車事故型）*4		入院時選べるアシスト特約	レンタカー費用等補償特約 （事故時30日）*6
3つの 基本特約	車両無過失事故に関する特約 自動セット ^{*7} 地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金特約		車両全損時諸費用保険金 倍額払特約	車両新価保険特約
	他車運転危険補償特約 自動セット ^{*8}	臨時代替自動車補償特約 自動セット ^{*9}	被害者救済費用等補償特約 自動セット ^{*10}	
	自損事故傷害特約 自動セット ^{*11}	無保険車事故傷害特約 自動セット ^{*11}	法律相談費用補償特約 自動セット	
	他車運転危険補償特約（二輪・原付）	搭乗者傷害特約（一時金払） 搭乗者傷害特約（日数払）	ファミリーバイク特約	
その他の 主な特約	ドライブエージェント パーソナル特約	個人賠償責任補償特約	自転車傷害補償特約（一時金払）	

*3 記名被保険者が個人の場合のみご契約いただけます。

*4 記名被保険者が個人で弁護士費用等を補償する特約をご契約いただく場合、「弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）」か「弁護士費用特約（自動車事故型）」のいずれか一方を選択いただけます。

*5 車両保険をご契約いただいていない場合でも自動セットされます。また、「レンタカー費用等不担保特約」をご契約いただくことで車両搬送費用および緊急時応急対応費用のみの補償とすることができます。なお、ご契約のお車の用途・車種が主な自家用車以外の契約またはご契約のお車がレンタカーおよび教習用自動車の契約は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等不担保特約」もしくは「レンタカー費用等不担保特約」をご契約いただく必要があります。

*6 車両保険をご契約いただいていない場合であってもご契約いただけます。

*7 車両保険（一般条件）またはエコノミー車両保険（車対車+A）をご契約の場合に自動セットされます。

*8 記名被保険者が個人で、ご契約のお車が主な自家用車の場合に自動セットされます（車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。）。

*9 車両保険のみのご契約の場合および記名被保険者が個人でご契約のお車が主な自家用車、自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合は自動セットされません。

*10 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。

*11 対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合に自動セットされます。

2 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。また、下表の保険金以外に、「対人臨時費用保険金」や「傷害一時費用保険金」等、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合									
対人賠償責任保険	対人賠償保険金	ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合*1 ▶相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます。		●第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害 ●ご契約のお車を運転中の方の父母・配偶者または子にケガをさせたり、これらの方が所有、使用または管理する財物を壊したことにより、補償を受けられる方が被った損害 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害 等									
	対物賠償責任保険	ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊したり、ご契約のお車が線路に立入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合*1 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。		●無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた損害 ●補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に、その本人に生じた損害 ●補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害 等									
人身傷害保険	人身傷害保険金	ご契約のお車の事故により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合 ▶補償を受けられる方1名について、保険金額を限度に実際の損害額*2に対して保険金をお支払いします。		●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること（練習を含みます。）、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害									
車両保険	車両保険金	衝突、接触等の事故により、ご契約のお車*3に損害が生じた場合 ▶損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします（全損の場合は免責金額なしでお支払いします。）。 ▶保険金額が50万円未満のご契約の場合で、実際に修理をしたときは、損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額を50万円を限度にお支払いします。*4 *5		●パンク等のタイヤのみに生じた損害（火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。） ●ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金受取人の無免許運転や酒気帯び運転によって生じた損害 ●欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他自然の消耗 ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 ●故障損害 等									
お選びいただくご契約方式により、対象となる事故の範囲が異なります。○お支払いします ✕お支払いできません													
主な事故例 ご契約方式		ガードレール・電柱・自転車に衝突	当て逃げ	車庫入れに失敗	墜落・転覆	お車同士の衝突	二輪自動車・原動機付自転車との衝突	火災・爆発	盗難*6	いたずら・落書・窓ガラス破損	飛来中・落下中の他物との衝突	台風・たつ巻・洪水・高潮	地震・噴火・津波
一般条件		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✕
エコ/ミニ車両保険 (車対車+A)		✕	✕	✕	✕	○*7	○*7	○	○	○	○	○	✕

- *1 ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合で、お客様に法律上の損害賠償責任がないときは、「被害者救済費用等補償特約【自動セット】」により被害者の方を救済するための費用を補償できる場合があります。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。
- *2 損害額(ケガによる治療費・休業損害、死亡による逸失利益・精神的損害等)の認定は、約款に基づき弊社が行います。
- *3 ご契約のお車の付属品を含みます。ただし、ステッカーや車体に貼付されたフィルム等通常装飾品とみなされる物や燃料等は付属品として取り扱いません。
- *4 原則としてご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して1年以内に修理した場合に限りです。
- *5 「車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約」をご契約の場合は、保険金額を限度にお支払します。
- *6 ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、盗難による損害は補償されません。
- *7 相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる車に限りです。)*およびその運転者または所有者が確認されたときに限りです。

② 免責金額(自己負担額)

対物賠償責任保険*8・車両保険では、免責金額を設定する場合があります。車両保険の免責金額の設定方式には、定額方式と増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額を1回目の事故より高い金額で設定する方式)があります。ご契約に適用される免責金額は、申込書等をご確認ください。

*8 記名被保険者が個人の場合は、免責金額を設定することはできません。

※「**車対車免ゼロ特約**」をご契約の場合、車両保険に適用される免責金額が3万円または5万円のときは免責金額なしで保険金をお支払します。ただし、お車同士の衝突や接触事故であり、かつ、相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる車に限りです。)*およびその運転者または所有者が確認できる車両事故の場合に限りです。

※対物賠償責任保険で設定した免責金額は、「被害者救済費用等補償特約」でも適用されます。

③ 主な特約の概要

基本となる補償(P.9)とあわせて、3つの基本特約をおすすめします。

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) ・ 弁護士費用特約(自動車事故型)	弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)は日常生活での事故または自動車事故で、弁護士費用特約(自動車事故型)は自動車事故*9に限定して相手方に法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用*10または法律相談費用*10を負担した場合 ▶1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払します*11。 *9 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車の事故に限りです。 *10 弁護士等への委任や法律相談および弁護士等への費用の支払いに際して、事前に弊社へのご連絡が必要です。 *11 弁護士等への報酬を負担した場合は、弊社が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払します。
入院時選べるアシスト特約	人身傷害保険の保険金をお支払いできる事故で3日以上入院した場合 ▶支払限度額および補償メニューごとの上限額の範囲内で、ホームヘルパーや家庭教師の費用等の補償メニューの中から補償をご提供します。
レンタカー費用等補償特約(事故時30日) ・ (車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日))	ご契約のお車が事故または盗難にあった場合、故障により走行不能となり修理工場等ヘリッカー搬送された場合(自力走行は含みません。)、または車両自体に生じたトラブルにより走行不能となり、走行不能となった地において自力走行できる状態に復旧した場合 ▶車両搬送費用、緊急時応急対応費用、レンタカー費用、車両引取費用および代替交通費用について、上限額の範囲内で保険金をお支払します*12。 *12 車両搬送費用、車両引取費用および代替交通費用は、事故の場合も走行不能となり修理工場等ヘリッカー搬送された場合に限り保険金をお支払します。なお、パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合のレンタカー費用についても、走行不能となりレッカー搬送された場合に限りです。また、事故・故障以外の車両自体に生じたトラブルの場合は、車両搬送費用、緊急時応急対応費用に限り保険金をお支払します。

④ 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*13を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約の要否をご検討ください*14。

- 人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約…歩行中の補償等が重複することがあります。
- 個人賠償責任補償特約 ●ファミリーバイク特約 ●弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)
- 弁護士費用特約(自動車事故型) ●他車運転危険補償特約(二輪・原付)

*13 自動車保険以外の保険契約でご契約されている補償・特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*14 これらの特約を1契約のみにご契約される場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により補償を受けられる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

⑤ 保険金額の設定

保険金額は、補償ごとに金額を設定いただくものと、あらかじめ金額が設定されているものがあります。ご契約の保険金額は、申込書等をご確認ください。申込書等に保険金額の記載がない特約については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

【**人身傷害保険金額**】(補償を受けられる方1名についてお支払いする保険金の限度額)

補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額を設定ください。原則として、3,000万円以上1,000万円単位の金額(2億円超は「無制限」)とします。

ご参考 年齢別の損害額の目安				※有職者(75歳以上を除きます。)の平均的な損害額(法定利率が3%の場合)です。			
年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合	年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
25歳	あり	1億円	2億円	55歳	あり	7,000万円	1億3,000万円
	なし	8,000万円	2億円		なし	5,000万円	1億3,000万円
35歳	あり	9,000万円	1億8,000万円	65歳	あり	5,000万円	1億円
	なし	7,000万円	1億8,000万円		なし	4,000万円	9,000万円
45歳	あり	9,000万円	1億6,000万円	75歳~	あり	3,000万円	6,000万円
	なし	7,000万円	1億6,000万円		なし	3,000万円	6,000万円

※約款に定める重度後遺障害の場合は、原則として保険金額の2倍の金額まで補償されます。

【**車両保険金額**】(ご契約のお車についてお支払いする保険金の限度額)

弊社が別途定める「自動車保険車両標準価格表」等にしたがい、ご契約の締結時における、ご契約のお車と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および年式で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額を保険金額として設定ください*15。また、「車両新価保険特約」をご契約の場合は、新車購入時の市場販売価格相当額を協定新価保険金額として設定ください。

*15 販売用自動車・受託自動車等の場合、ご契約のお車の始期日時点の時価額を保険金額として設定ください。なお、実際にお支払いする保険金の額は、ご使用による消耗を勘案した、事故発生時の時価額(保険価額)が限度となります。
超過保険(時価額を超えて保険金額を設定することをいいます。)*や一部保険(時価額に不足した額で保険金額を設定することをいいます。)*にならないよう設定ください。特に、一部保険の場合は実際の損害額をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※長期契約の場合、2年目以降の保険金額は、1年目の車両保険金額に始期日の応当日の翌日に所定の減価係数を乗じて設定します。このため、1年契約を毎年更新する場合の保険金額と異なることがあります。

※「リースカー車両費用保険特約」をご契約の場合の設定方法はこれとは異なります。

⑥ 補償される運転者の範囲



記名被保険者の個人・法人の別により、運転される方の範囲・年齢条件の設定方法が異なります。

【本人限定特約(本人限定割引)、本人・夫婦限定特約(本人・夫婦限定割引)】

ご契約のお車を運転される方を下表のとおり限定することで、保険料が割安になります。限定された方以外の方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできません。

※記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合のみ設定いただけます(レンタカーおよび教習用自動車を除きます。)

◎ 年齢問わず補償 ○ 運転者年齢条件の範囲内で補償 × 補償対象外

運転される方 特約	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①または②の別居の未婚の子	⑤ ①～③の方の業務に従事中の使用人	⑥ 左記以外の方(別居の既婚の子や友人等)
本人限定特約	○	×	×	×	×	×
本人・夫婦限定特約	○	○	×	×	×	×
限定しない場合	○	○	○	◎	○	◎

【運転者の年齢条件特約】

運転者の年齢条件(「年齢を問わず補償」以外をいいます。)を設定することで、保険料が割安になります。右表の方で、年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできません。右表の方の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、一番若い方の年齢に応じて設定ください。

年齢条件区分	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償
--------	----------	---------	---------

※右表の方以外の方が運転中の事故は、年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。

※ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)・二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約の場合のみ設定いただけます(レンタカーおよび教習用自動車を除きます。)。また、原動機付自転車の場合は、「年齢を問わず補償」または「21歳以上補償」のいずれかとなります。

運転者の年齢条件が適用される方	
記名被保険者が個人の場合	① 記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ 上記いずれかの方の業務に従事中の使用人
記名被保険者が法人の場合	すべての方

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期



- 保険期間：1年間(一部例外を除き、1年未満の短期契約や1年超の長期契約とすることも可能です。)
- 補償の開始時期：始期日の午後4時(申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了時期：満期日の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み



保険料は、ご契約の保険金額、保険期間、免責金額(自己負担額)等の他に、以下のような要素により決定します。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険期間や免責金額等)を選択した場合の保険料につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

ノンフリート等級別 割引・割増制度

※フリート契約の場合は
取扱いが異なります。

「フリート契約をご契約
されるお客様へ(P.17)」

「1～20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料が割引・割増される制度です。

- 初めのご契約には6等級(S)が適用されます。なお、2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、所定の条件を満たすときは、7等級(S)が適用されます(複数所有新規特則)。

→ 「割引制度【複数所有新規特則】(P.16)」

等級	初めてのご契約 (6等級 (S))	複数所有新規特則 (7等級 (S))
割増引率 (%)	4%割増	34%割引

- ご契約を更新される場合*1は、更新前の保険期間中の保険事故の有無・種類・件数等に応じて、「等級(1～20等級)」および「事故有係数適用期間(0～6年)*2」を決定します。
- 保険事故は、3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、ノーカウント事故の3つに分けられます。保険事故の種類によってその後のご契約に適用される等級および事故有係数適用期間*2が異なります。

→ 「前契約において事故にあわれたお客様へ(P.17)」

等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率 (%)	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
無事故							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44
事故有																				
	割増					割引														

*1 更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の日を始期日としてご契約を更新されない場合や、更新前のご契約が解除された場合は、7等級以上の等級を継承することはできません。

*2 事故があった場合に「事故有の割増引率(係数)」を適用する期間を示すものとしてご契約ごとに設定します。

※上表は2020年1月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

※「等級」および「事故有係数適用期間」の決定方法の詳細は、「ご契約のしおり」をご参照ください。

記名被保険者年齢別料率区分 (記名被保険者が個人で運転者の年齢条件「26歳以上補償」を設定した場合)	記名被保険者の始期日時点の年齢に応じた以下の区分により保険料を算出します。 ● 30歳未満 ● 30歳以上40歳未満 ● 40歳以上50歳未満 ● 50歳以上60歳未満 ● 60歳以上65歳未満 ● 65歳以上70歳未満 ● 70歳以上75歳未満 ● 75歳以上 ※長期契約の場合、始期日の応当日時点の年齢に応じて、保険年度ごとに上記区分を適用します。 ※記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて上記区分を適用します。
型式別料率クラス制度 (ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合)	損害保険料率算出機構が定めた「料率クラス」を使用して保険料を算出します。「料率クラス」は型式ごとの事故実績に基づき年1回見直すため、補償内容やノンフリート等級および無事故・事故有別の割増引率が同一でも、「料率クラス」の変更に伴い保険料が更新前のご契約と異なる場合があります。
各種割引制度	お車の経過年数や装備等が適用条件を満たす場合等に適用される割引制度があります。→ 「割引制度(P.16)」
	お車に関する割引制度 新車割引 ASV割引 福祉車両割引 Eco割引(ハイブリッド車・電気自動車割引) 公有自動車割引 準公有自動車割引
	その他の割引制度 複数所有新規特則(セカンドカー割引) ノンフリート多数割引 1日自動車保険無事故割引 Web証券割引

② 保険料の払込方法



主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法や、お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱もあります。→ 「団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ(P.17)」

※ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード	○(5%割増)	○	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書(銀行等での振込み)	×	×	○

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します(クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なります。)。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。
※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い



保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)	払込期日の翌々月末(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)
クレジットカード、払込取扱票、請求書	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

4 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「 III-1 通知義務等(P.14)」をご参照ください。

【主な告知事項・通知事項】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

記名被保険者	ご住所	★	ご契約のお車を主に使用される方(以下①②いずれかに該当する方から1名。法人が使用される場合は1法人。)を設定します。賠償責任保険等の補償を受けられる方の範囲等を決定するうえで重要です。 ①ご契約のお車を主に運転される方 ②ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄や「使用者の氏名又は名称」欄に記載された方、「所有者の氏名又は名称」欄の名義がやむを得ず実態を反映していない場合は実際の所有者)
	お名前		
	生年月日 (記名被保険者が個人で運転者の年齢条件「26歳以上補償」設定した場合)		

契約のお車	用途・車種	☆	原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色や標識番号標に基づき弊社が定めた区分によります。 ※自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」とは異なることがあります。
	車両所有者	★	ご契約のお車の所有権を有する方で、原則として自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている方です。申込書等上、所有権留保条項付売買契約によるお車や、1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。
前契約 (メリット・デメリット率を適用していたフリート契約が前契約の場合を除く)		☆	ノンフリート等級別割引・割増制度の適正な運用のため、前契約の証券番号、等級、事故有係数適用期間、会社名、保険期間、事故件数を記載してください。 →  「前契約において事故にあわれたお客様へ(P.17)」
他の保険契約等		★	この保険契約以外にご契約されている、ご契約のお車を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約がある場合、原則、弊社にて保険のお引受けができません。

【その他の告知事項・通知事項】

★ 告知事項	●ご契約のお車の仕様*1、初度登録(初度検査)年月、HV・EV区分(ハイブリッド車・電気自動車)*2 ●ノンフリート契約をお申込みされるご契約者へのご確認事項
☆ 告知事項かつ 通知事項	●ご契約のお車の型式*3、登録番号(車両番号、標識番号)、車台番号*4、排気量*5、AEB装置(有無)*4、特殊車両区分(福祉車両、教習車、レンタカー)、使用の本拠地*6 ●複数所有新規特則の適用条件を満たした他契約(証券番号、会社名、等級)*7 ●ちょいのり保険(1日自動車保険)の利用日数、事故件数*8

- *1 車両保険をご契約の場合
*2 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内の場合(Eco割引の適用条件(P.16)をご確認ください。)
*3 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型)の場合、および自家用乗用車(普通・小型)以外で車両保険をご契約の場合
*4 ご契約のお車がASV割引適用期間の自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合
*5 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型)で、型式が不明の場合
*6 「地震・噴火・津波危険」「車両損害」補償特約をご契約で、登録番号(車両番号、標識番号)が不明の場合
*7 ご契約のお車が主な自家用車・二輪自動車で、ノンフリート契約を初めてご契約される場合(複数所有新規特則の適用条件(P.16)をご確認ください。)
*8 ご契約のお車が主な自家用車で、ノンフリート契約を初めてご契約される場合(1日自動車保険無事故割引の適用条件(P.16)をご確認ください。)

2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。弊社およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

- ※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。
※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内(消印有効。普通便で可。)**です。弊社宛に必ず郵便にて通知ください(ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。)

【クーリングオフできない場合】

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約(「保険契約の更新に関する特約」をご契約いただいた場合を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 「通信による契約申込に関する特約」により申し込まれたご契約 等

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。	郵便はがき
申込人住所	〒8112-8684
氏名	東京海上日動火災保険株式会社
電話 自宅 ()	クーリングオフ受付係
勤務先 ()	行
・申込日:	
・保険種類: TAP	
・証券番号:	
・ご契約の営業店:	
・ご契約の代理店:	

III 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知事項の一覧は「 II-1告知義務(P.12)」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】(以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますのでご連絡ください。)

- 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
 - ご契約のお車を変更する場合(新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡等に伴い既に所有する別のお車に変更する場合)
 - ご契約のお車を譲渡する場合(ご契約のお車を譲渡されても、ご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。)
 - 記名被保険者や運転される方の範囲・年齢条件を変更する場合
 - ご契約のお車の車両所有者を変更する場合
- ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2 解約されるとき



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*9することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*10に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。また、新たなご契約の等級の進行が、解約しない場合と比べて不利になることがあります。

- *9 解約日以降に請求することがあります。
*10 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 ご契約の中断制度



右記事由が生じ、所定の条件を満たすときは、ご契約を一旦中断したうえで、中断後の新たなご契約に「等級」および「事故有係数適用期間」を継承することができます。
中断日(解約日または満期日)から5年以内に、ご契約の代理店または弊社に、中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

中断証明書の発行事由

- ご契約のお車を廃車・譲渡・返還・一時抹消した場合、ご契約のお車が盗難された場合またはそれらに伴い既に所有する別のお車と入替を行った場合
- ご契約のお車が車検切れにより使用できなくなった場合
- 記名被保険者が海外渡航した日の6か月前の日以降に、解約日または満期日がある場合

4 しっかり更新サポート(満期を迎えるとき)



ご契約の更新手続きを以下のとおりサポートします。ご契約時に、「更新特約」をご契約されているノンフリート契約が対象です(保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。)

【更新のご案内】

満期日の2か月前をめどに、更新のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)をお送りします。更新のご案内が到着した後に、ご契約の代理店または弊社より具体的なお手続き等についてご連絡します。

【万が一の際の「更新バックアップ」】

万が一満期日までにご契約者とご連絡がとれず、ご契約者から更新しない旨のお申出がない場合は、「更新特約」に基づき、更新前のご契約と同様*11のご契約内容にてご契約を自動更新(更新バックアップ)します。

- *11 車両保険金額を見直したうえで自動更新(更新バックアップ)します。その他の内容も一部変更となる場合があります。
※「更新特約」を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新バックアップ)された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(保険証券は発行しません。)
※所定の条件により、ご契約が自動更新(更新バックアップ)されない場合は、あらかじめ弊社よりご連絡します。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること（自動車保険の合計台数が10台以上となった場合は、所有・使用のお車のご契約に関する個人情報を含みます。）
 - ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、弊社ホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時に、ご契約のお車が実在していない場合や他人に譲渡等をされていた場合、ご契約は無効になります。また、車検が切れている場合や登録を抹消していた場合も原則として無効になります。
- ご契約者や補償を受けられる方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社をご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい

金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。

^{*1} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等をご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

5 事故が起きたとき

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方を確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 自動車検査証等、お車の登録内容や廃車の事実を確認するための書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

6 その他

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容は、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant）でご確認いただけます。

※「ドライブレコーダー パーソナル特約」をご契約される場合には、ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約をご確認ください。



東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。



0120-071-281

受付時間：平日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



通話料
有料

Ⅴ その他該当する場合にご確認いただきたいこと

1 割引制度

以下のような割引制度がありますので、該当するものがないか十分ご確認ください。

●お車に関する割引制度

割引名称	適用条件	割引率
新車割引	以下の条件をすべて満たす場合 ●ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であること ●始期日 ^{*2} の属する月がご契約のお車の初度登録（初度検査）年月 ^{*3} の翌月から起算して49か月以内であること	別表1 (P.17)
ASV割引	以下の条件をすべて満たす場合 ●ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）で、AEB（衝突被害軽減ブレーキ）が装着されていること ^{*4} ●始期日 ^{*2} がご契約のお車の型式が発売された年度（4月始まり）に3を加算した年の12月末以前にあること	9% ^{*5}
福祉車両割引	ご契約のお車が福祉車両（消費税法に基づき、厚生省告示第130号に規定された消費税が非課税となる自動車）の場合	3% ^{*5}
Eco割引 （ハイブリッド車・ 電気自動車割引）	ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）のハイブリッド自動車、電気自動車または圧縮天然ガス自動車（CNG車）で、始期日 ^{*2} の属する月がご契約のお車の初度登録（初度検査）年月 ^{*3} の翌月から起算して13か月以内の場合 ※福祉車両割引と重複した場合は福祉車両割引を優先して適用します。	3% ^{*5}
公有自動車割引	国または地方公共団体が所有権を有し ^{*6} 、かつ、自ら使用する自動車の場合	
準公有自動車割引	所定の条件を満たす準公有団体が所有権を有し ^{*6} 、かつ、自ら使用する自動車の場合	

- ^{*2} 長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。
^{*3} 初度登録年月がない構内専用車等には、割引は適用できません。
^{*4} 型式が不明のお車には、割引は適用できません。
^{*5} 一部の特約を除き、保険料全体に割引が適用されます。
^{*6} 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカー、国もしくは地方公共団体または準公有自動車割引の対象となる団体・共済組合から借り入れた自動車を含みます。

●その他の割引制度

割引名称	適用条件	割引率・割引額
複数所有 新規特則 （セカンドカー割引）	既に自動車保険（弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他契約」といいます。）をご契約いただいている方が2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、以下の条件をすべて満たすとき ●新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと ●新たなご契約の記名被保険者および所有者 ^{*7} が、他契約の記名被保険者および所有者 ^{*7} とそれぞれ同一 ^{*8} であり、かつ、個人であること ●他契約に適用されている等級が11等級以上であること（弊社長期契約の場合、みなし等級が11等級以上であること） ●新たなご契約および他契約のお車の用途・車種が、いずれも主な自家用車、またはいずれも二輪自動車であること ●新たなご契約の始期日が、他契約の保険期間内にあること	7等級（S）が適用され、6等級（S）と比べ割安な保険料となります。 → 「保険料の決定の仕組みと払込方法等(P.11)」
ノンフリート 多数割引	始期日時点でご契約者が以下の方を記名被保険者として、1保険証券 ^{*9} で2台以上まとめてご契約の場合で一定の条件を満たすとき ① ご契約者 ^{*10} ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族	2 台：3% ^{*11} 3～5台：4% ^{*11} 6台以上：6% ^{*11}
1日自動車保険 無事故割引	以下の条件をすべて満たす場合 ●ご契約に6等級（S）または7等級（S）が適用される新規ノンフリート契約であること ●ご契約のお車の用途・車種が主な自家用車であること ●ご契約の記名被保険者とちよいのり保険（1日自動車保険）の記名被保険者が同一であること ●所定の期間内に通算して5日以上を保険責任期間としてちよいのり保険（1日自動車保険）に加入しており、かつ、その契約に保険事故が発生していないこと	別表2 ^{*11} (P.17) ※長期契約の場合は第1保険年度の保険料が対象
Web証券割引	ご契約のしおり（約款）および保険証券を書面ではなく、Web（ホームページ）で閲覧いただく方式を選択いただいた場合 ※ご契約者が法人の契約や明細型契約等、一部のご契約は対象となりません。	年間240円 ^{*12} (月々20円)

- ^{*7} 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの場合は借主をいいます。
^{*8} 以下①～③のいずれかに該当する場合は、同一とみなします。
① 他契約の記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族
^{*9} 団体扱・集団扱のご契約の場合は、複数の証券でのご契約でも、一定の条件を満たすときはこの割引を適用します。
^{*10} ご契約者が、所有権留保条項付売買契約上の売主、またはリース業者である場合は、買主や借主と読み替えます。
^{*11} 一部の特約を除き、保険料全体に割引が適用されます。
^{*12} 短期契約の場合は、短期契約の算出方法に準じ割引額を決定します。また、長期契約の場合は、第1保険年度のみ割引を適用します。

※上記「ノンフリート多数割引」を適用しているご契約の場合等は、割増のない分割払でご契約いただけます。
※上記以外にも、団体扱の場合、団体扱割引を適用することがあります。

別表1

	初度登録からの経過月数	対人賠償*1			対物賠償*1			人身傷害*1			車両保険*1		
		6等級 (S)	7等級 (S)	6・7等級 (S)以外	6等級 (S)	7等級 (S)	6・7等級 (S)以外	6等級 (S)	7等級 (S)	6・7等級 (S)以外	6等級 (S)	7等級 (S)	6・7等級 (S)以外
普通・ 小型	～25か月	38%	16%	8%	38%	16%	8%	40%	19%	11%	37%	17%	11%
	26～49か月	25%	13%	6%	30%	13%	6%	15%	15%	11%	29%	11%	11%
軽四輪	～25か月	28%	15%	7%	29%	12%	7%	40%	25%	18%	29%	10%	2%
	26～49か月	11%	6%	6%	28%	10%	4%	31%	25%	18%	23%	10%	2%

*1 6等級(S)、7等級(S)が適用される長期契約の場合、第1保険年度はそれぞれ「6等級(S)」、「7等級(S)」,第2保険年度以降は「6・7等級(S)以外」の割引率を適用します。
※各割引率は2020年1月時点の割引率であり、将来変更となる場合があります。

2 団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ

ご契約者のお勤め先等と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交している場合で、各項目が下表の範囲に該当するノンフリート契約のときに団体扱・集団扱でご契約いただけます(団体扱・集団扱のご契約には、「団体扱・集団扱特約」が自動セットされます。)

項目	「団体扱・集団扱特約」によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ※系列会社の社員の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。 ②弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方(役員・従業員等)
記名被保険者の範囲	
車両所有者*2の範囲	① ご契約者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の扶養親族 等

*2 所有権留保条項付売買契約によるお車や、1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れたお車の場合は、買主や借主をいいます。

以下の理由により本特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがあります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※保険期間が2年以上の場合は翌始期応当日までの保険料を一括して払込みいただいた後、払込方法を変更していただきます。

- 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- 資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合 等

3 前契約において事故にあわれたお客様へ

ノンフリート等級別割引・割増制度(P.11)における事故の取扱いは以下のとおりです。前契約の事故件数を「A:3等級ダウン事故」「イ:1等級ダウン事故」に分けて申込書等に記載してください。

※本契約において事故にあわれた場合も、以下と同様に取り扱います。

※2019年12月31日以前始期契約の場合は、事故の種類や特約の名称が異なることがあります。

※前契約の始期日が2012年9月30日以前の場合、下記1等級ダウン事故および「等級プロテクト特約(一般用)」により等級すえおきとなった事故は「等級すえおき事故」として取り扱います(更新前のご契約に適用される等級をすえおいて、更新後のご契約に適用します。)。その他、取扱いが異なることがあります。

事故の種類		更新後のご契約の等級決定方法等 (前契約の保険期間が1年の場合)	
		等級	事故有係数適用期間
1等級 ダウン事故	以下に該当する保険事故をいいます。 ①車両事故(車内携行品補償特約にかかわる事故を含みます。)のうち、火災・爆発・窓ガラス破損*3、盗難、騒じょうや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風、たつ巻、洪水、高潮、落書、いたずら*4、飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故*3、「地震・噴火・津波危険[車両損害]補償特約」にかかわる事故 ②上記①とノーカウント事故の組み合わせの事故	事故1件について [－1]等級	事故1件について [+1]年*5
ノーカウント 事故	以下にかかわる保険事故または以下の組み合わせの保険事故をいいます。 ・対人臨時費用 ・無保険車事故傷害特約 ・入院時選べるアシスト特約 ・人身傷害保険 ・人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約 ・車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日) ・搭乗者傷害特約(一時金払) ・レンタカー費用等補償特約(事故時30日) ・搭乗者傷害特約(日数払) ・法律相談費用補償特約 ・弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) ・弁護士費用特約(自動車事故型) ・搭乗者傷害特約(日数払) ・ファミリーバイク特約 ・個人賠償責任補償特約 ・自転車傷害補償特約(一時金払) ・車両無過失事故に関する特約によりノーカウント事故として取り扱われる事故 ・地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 ・被害者救済費用等補償特約	他の事故がない場合、 [+1]等級	他の事故がない場合、 [+0]年*5
3等級 ダウン事故	1等級ダウン事故およびノーカウント事故のいずれにも該当しない保険事故をいいます。	事故1件について [－3]等級	事故1件について [+3]年*5

*3 他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。

*4 ご契約のお車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。

*5 更新前のご契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合は、「1年」引いた後に上表の年数を加算します。

4 フリート契約をご契約されるお客様へ (自ら所有・使用されるお車の総付保台数が 10 台以上あるお客様)

ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が10台以上ある場合、フリート契約でのご契約となり、すべてのフリート契約のお車に同一のメリット・デメリット率を適用します。

※10台到達日から第1回料率審査日の前日までに始期日があるご契約には、ノンフリート等級別割引・割増制度(P.11)が適用されます。